

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金（第2弾） FAQ一覧

令和5年7月26日時点

No.	種別	件名	回答
1	対象者	給付対象となる要件を教えてください。	次のⅠ～Ⅶを全て満たす方が対象です。 Ⅰ. 関東運輸局千葉運輸支局において、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業の許可若しくは認可を受け、又は貨物軽自動車運送事業の届出を行っており、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であること。 Ⅱ. 令和5年5月31日時点において市内に営業所を有すること。 Ⅲ. 令和5年3月31日までに、一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に必要な許可若しくは認可を受け、又は貨物軽自動車運送事業に必要な届出を行い、当該事業を営んでいること。 Ⅳ. 燃油価格の高騰の影響を受け、事業継続への負担が生じていること。 Ⅴ. 令和4年9月1日から令和5年3月31日までに使用した自ら走行する事業用自動車に次に掲げるいずれかの要件を満たしていること。 ア 自動車検査証（車検証）に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとするものと同一であって、登録年月日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。 イ 軽自動車届出済証に記載された使用者の氏名又は名称が貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けようとするものと同一であって、届出の日が令和5年3月31日以前であり、かつ、使用の本拠の位置が市川市であること。 Ⅵ. 貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けたあとも、引き続き市内で事業を継続する意思があること。 Ⅶ. 納期限が到来した市税を完納している者であること。
2	対象者	どのような場合が給付対象外となるか。	次のⅠ～Ⅹのいずれかに該当する方は対象外です。 Ⅰ. 本市が実施する障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金、介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金又は公共交通事業者原油価格高騰対策支援金の給付対象となる者 Ⅱ. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律の被扶養者 Ⅲ. 法人税法第2条第5号に規定する公共法人 Ⅳ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者 Ⅴ. 宗教上の組織又は団体 Ⅵ. 政治団体 Ⅶ. 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者 Ⅷ. 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者 Ⅸ. 既にこの要綱による貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の給付を受けた者（第9条第1項の規定による給付の決定を受けた者を含む。） Ⅹ. その他市長が適当でないと認める者
3	対象者	給付対象者の要件にある「常時使用する従業員」とは何を指すか。	・「常時使用する従業員」とは、「解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）であり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、正規社員などが該当します。 ・パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を判断してください。
4	対象者	申請日までに市外から市内に移転してきた場合も対象となるか。	令和5年5月31日までに市内に移転し、給付要件を満たせば対象となります。
5	対象者	本社または事務所が市川市外だが、営業所が市川市内にある場合は対象になるか。	本社または事務所が市川市内になくても、営業所（自動車検査証（車検証）及び軽自動車届け出済証の「使用の本拠の位置」）が市川市内であれば対象になります。
6	対象者	申請日までに市外に移転した場合も対象となるか。	本支援金は、今後も引き続き市内において事業を継続していただける事業者を対象としております。そのため、申請日時点で市外に営業所を移転された事業者は交付の対象となりません。
7	対象者	個人事業主として市内に営業所があるが、市外に在住している。この場合も対象となるか。	個人事業主本人の市内居住（住民票が市内にあること）の要件は定めておりませんので、個人事業主として営業所を市内におき、事業を行っていることが確認できる場合は対象となります。
8	対象者	個人事業主として市外に営業所があるが、市内在住の場合も対象となるか。	・本支援金は、市内に営業所を置く事業者に対し給付するものであるため、市外に営業所がある場合は対象となりません。 ・事業主個人の自宅住所が市内かどうかは問いません。

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金（第2弾） FAQ一覧

令和5年7月26日時点

No.	種別	件名	回答																						
9	支援金	業種の制限はあるか。	一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業が対象となります。																						
10	対象者	新規開業した者は対象となるか。	令和5年3月31日までに開業し、事業用貨物自動車を使用している場合は対象となります。																						
11	対象者	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は対象となるか。	・基本的に本業として事業活動をされている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で生計を立てられているものとみなし、対象外となります。																						
12	対象者	市川市の「障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金」、「介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金」又は「公共交通事業者原油価格高騰対策支援金」の給付対象となっているが、申請を行っていない。本支援金を申請できるか。	申請・受給の有無に関わらず、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金は受給できません。																						
13	対象車両	対象車両を教えてください。	自動車検査証（車検証）、軽自動車届出済証等において、次の全てに該当する車両をいいます。 <table><tr><th>項目</th><th>要件</th></tr><tr><td>(1) 自動車登録番号標又は車両番号標</td><td>緑ナンバー又は黒ナンバー</td></tr><tr><td>(2) 自動車の種別</td><td>普通、小型及び軽自動車</td></tr><tr><td>(3) 用途</td><td>貨物又は特種</td></tr><tr><td>(4) 自家用・事業用の別</td><td>事業用</td></tr><tr><td>(5) 原動機の型式</td><td>記載あり（原動機搭載）</td></tr><tr><td>(6) 燃料の種類</td><td>ガソリン、軽油等の化石燃料</td></tr><tr><td>(7) 使用者の氏名又は名称</td><td>申請者と同一</td></tr><tr><td>(8) 使用の本拠の位置</td><td>市川市</td></tr><tr><td>(9) 登録年月日（自動車検査証の場合） 届出の日（軽自動車届出済証の場合）</td><td>令和5年3月31日以前</td></tr><tr><td>(10) 有効期間の満了する日</td><td>令和4年9月以降</td></tr></table>	項目	要件	(1) 自動車登録番号標又は車両番号標	緑ナンバー又は黒ナンバー	(2) 自動車の種別	普通、小型及び軽自動車	(3) 用途	貨物又は特種	(4) 自家用・事業用の別	事業用	(5) 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）	(6) 燃料の種類	ガソリン、軽油等の化石燃料	(7) 使用者の氏名又は名称	申請者と同一	(8) 使用の本拠の位置	市川市	(9) 登録年月日（自動車検査証の場合） 届出の日（軽自動車届出済証の場合）	令和5年3月31日以前	(10) 有効期間の満了する日	令和4年9月以降
項目	要件																								
(1) 自動車登録番号標又は車両番号標	緑ナンバー又は黒ナンバー																								
(2) 自動車の種別	普通、小型及び軽自動車																								
(3) 用途	貨物又は特種																								
(4) 自家用・事業用の別	事業用																								
(5) 原動機の型式	記載あり（原動機搭載）																								
(6) 燃料の種類	ガソリン、軽油等の化石燃料																								
(7) 使用者の氏名又は名称	申請者と同一																								
(8) 使用の本拠の位置	市川市																								
(9) 登録年月日（自動車検査証の場合） 届出の日（軽自動車届出済証の場合）	令和5年3月31日以前																								
(10) 有効期間の満了する日	令和4年9月以降																								
14	対象車両	市外の車庫に車両を保管しているが、対象となるか。	自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証に記載された使用の本拠の位置が市川市となっていれば、対象車両となります。																						
15	対象車両	白ナンバーの車両は対象となるか。	対象となりません。事業用自動車（緑ナンバー及び黒ナンバー）の車両が対象となります。																						
16	対象車両	電気自動車は対象となるか。	対象となりません。なお、ハイブリッド車は対象となります。																						
17	対象車両	二輪自動車は対象となるか。	貨物自動車運送事業で用いる自動車に該当する緑ナンバーの場合には、対象となります。																						
18	対象車両	リース車は対象となるか。	緑ナンバー又は黒ナンバーの車両であって、自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者の氏名又は名称が申請者と同一であれば対象となります。																						
19	対象車両	割賦により所有権留保されている車は対象となるか。	自動車検査証（車検証）又は軽自動車届出済証の使用者欄に申請者が記載されていれば、対象となります。																						
20	対象車両	対象期間の途中で廃車にした車両は、対象となるか。	車検証の「有効期間の満了する日」が令和4年9月1日以降、「登録年月日/交付年月日」又は「初年度登録年月日」が令和5年3月31日以前の車両であれば、期間途中で廃車されていても対象となります。																						
22	支援金	廃業した場合、支援金の返還は必要か。	・申請時点では、受給後も引き続き事業継続の意思があり、適切に本支援金の交付を受けたものの、その後の状況変化により廃業した場合には、支援金の返還は必要ありません。 ・ただし、申請時点で廃業を予定している場合は、提出いただく誓約書・同意書においてその後の事業継続を誓約できないため、給付対象外となります。																						

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金（第2弾） FAQ一覧

令和5年7月26日時点

No.	種別	件名	回答
23	支援金	税金上の取り扱い、課税となるか。	この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入され、課税対象となります。
24	支援金	支援金の用途制限はあるか。	用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。
25	手続き	申請スケジュールを教えてください。	・期間は、令和5年8月1日（火）から9月30日（土）までとなります。 ・郵送申請の場合は、9月30日（土）消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、9月30日（土）23時59分までに送信を完了してください。
26	手続き	支援金の振込はいつ頃になるか。	・申請書類などに不備がない場合は、最短で申請から6週間程度で指定口座への入金を予定しております。 ・なお、給付が決定した方には、給付決定通知書を送付いたします。
27	手続き	申請手続の方法を教えてください。	①オンライン申請②郵送申請の2つの方法のみとし、対面による申請窓口は設けません。 ※商工業振興課（市役所第1庁舎3階）での申請書類のお預かりはできませんので、上記①②のいずれかの方法により申請をお願いいたします。
28	手続き	申請書の取得方法を教えてください。	・市公式ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。 ・その他、下記の窓口において申請書を配布しております。 ○市役所 第1庁舎3階 商工業振興課 ○大柏出張所 ○市川駅行政サービスセンター ○行徳支所 2階 企画調整課 ○南行徳市民センター ○市川商工会議所
29	手続き	許可書等を紛失してしまった場合、どのようにすればよいか。	関東運輸局千葉運輸支局において、「事業内容に係る証明書類」等の交付を受けたあと、それを許可書等の代わりにしてください。
30	手続き	対象者等の車検証が電子車検証の場合、どのようにすればよいか。	・令和5年1月4日以降に新規登録や継続検査等の手続きを行った車両については電子車検証が発行されます。 ・電子車検証が発行された車両で、支援金の交付対象となる車両については、「自動車検査証記録事項の写し」をご提出ください。
31	手続き	個人事業主の場合、申請書等の所在地欄には、営業所所在地と自宅住所のどちらを記入すればよいか。	・営業所所在地を記入してください。 ・なお、申請書（様式第1号）の「1 申請者の概要」における申請者種別の個人事業主の欄のみ、自宅住所の記入をお願いいたします。
32	手続き	複数の営業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるか。	申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各営業所単位や部門単位などでの申請はできません。
33	手続き	申請書には、いつ時点の従業員数を記入すればよいか。	申請書における従業員数は、申請日時点のものとしてください。
34	手続き	申請書の所在地や名称は自署する必要があるか。	・自署でなくても構いません。 ・また、法人等の場合は、所在地・名称の欄は、社判による押印でも構いません。
35	手続き	代理での支援金の受け取りは可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 ①委任状（委任者・受任者双方の署名又は記名押印、「貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の受け取り」を委任する旨の記載のあるもの） ②受任者の顔写真付き本人確認資料の写し ③代理受取口座の通帳又はキャッシュカードの写し ・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。

貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金（第2弾） FAQ一覧

令和5年7月26日時点

No.	種別	件名	回答
36	手続き	代理での申請は可能か。	・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。（「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者は法人（代表者）、個人事業主となります） ①委任状（委任者の署名又は記名押印、「申請手続」を委任する旨の記載のあるもの） ・「申請手続」のほか、「貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込み）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載が必要です。 ・なお、法人に属する従業員が担当者として申請手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・また、オンライン申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請にかかる支援をしていただくことは問題ありません。 ②受任者の顔写真付き本人確認資料の写し
37	手続き	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。 ※画像データの提出は可能としておりますが、画像が不鮮明の場合確認することができませんので、ご提出前に今一度ご確認ください。
38	手続き	本人確認書類の写しは、何を提出したらよいか。	1. 個人事業主の場合 ・運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）、パスポート（顔写真付きページ）、写真付きの住民基本台帳カード（表面）、在留カード等（在留資格が特別永住者のものに限る）等、原則顔写真付きのものご提出ください。 ・なお、顔写真付きのものがない場合は、各種健康保険証（被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗りのしたもの）と住民票の写しの提出により、代替することができます。 2. 法人の場合 ・履歴事項全部証明書（原則3か月以内のもの。コピー可）
39	手続き	オンライン申請を送信するとエラーが表示されるが、申請できているのか。	添付ファイルの容量が大きいい場合に表示されることがあります。エラーが表示された場合は、商工業振興課(047-712-7974)にお問い合わせください。